

2019年10月からの消費税率10%への引き上げの延期を
求める意見書

政府は本年10月から消費税率の現行8%を10%に引き上げるとしてあります。2014年4月の消費税増税の際、戦後初めて2年連続で個人消費がマイナスとなり、以降は家計消費支出が増税前を上回ったことがなく、消費不況が深刻となっています。

内閣府は、景気動向指数について景気は既に後退の兆しがあることを示しました。

10月からの消費税増税の前提が崩れつつあると見なければなりません。

増税対策としての軽減税率の適用は、実施されれば仕入れ税額控除として適格請求書等保存方式いわゆるインボイス制度が導入されることとなりますが、免税事業者はインボイスを発行することができず、課税事業者となることを余儀なくされます。課税売上高が1千万円以下の事業者には大きな負担となり、中小事業者の経営悪化は地域経済に深刻な影響を及ぼすこととなります。

国際経済も混沌としており、米中貿易摩擦の激化や中国経済の後退は日本経済にも大きな打撃を受けかねません。

日米貿易交渉において、消費税増税は、米国側の日本向け輸出品に実質上関税の引き上げがなされたと判断され、その見返りとして農畜産物の米国側からの輸入交渉において、大幅な譲歩を求められることともなりかねません。

消費者への影響はもちろん、地域経済の中心を担う中小事業者と農業者の経営にも大きな影響を及ぼしかねない10月からの消費税増税は、延期することを政府、関係機関に求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成31年3月19日

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

花巻市議会議員 小原雅道